

“佐賀支え愛”感染対策認証店支援金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、“佐賀支え愛”感染対策認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、“佐賀支え愛”感染対策認証店支援金（以下「支援金」という。）を交付するために必要な事項を定める。

(交付の要件)

第2条 支援金は、要綱第5条第2項の規定に基づき認証を受けた飲食店を営む事業者（以下「対象事業者」という。）に対して交付する。

(交付額)

第3条 支援金の交付額は1施設当たり15万円とする。

(申請期間)

第4条 支援金の申請は、令和3年6月16日から令和3年12月28日までとする。

(申請方法)

第5条 支援金の申請については、要綱第4条の規定に基づく書面又は電磁的方法によるものとする。

(交付の決定等)

第6条 知事は、要綱第5条第2項の規定に基づく認証をしたときは、支援金の交付を決定するものとする。

2 知事は、支援金の交付決定を行ったときは、交付決定額を対象事業者が指定した金融機関の口座に速やかに振込むものとする。

(不交付要件)

第7条 支援金の申請を行う事業者が、次のいずれかに該当する場合は支援金を交付しないものとする。

(1) 自己又は自社若しくは自社の役員等が次のいずれかに該当する者。また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定

する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(2) 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨に照らして適当でないと知事が判断する者

(支援金の返還等)

第8条 知事は、支援金の交付を受けた対象事業者が、偽りその他不正行為によって交付を受けたことが判明した場合、当該事業者に対して交付した支援金について交付決定を取消して返還させるものとする。

2 知事は、前項の規定により返還を命じたときは、その命令に係る支援金の受領の日から、納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付させるものとする。

3 知事は、第1項の規定により交付決定を取消した対象事業者の名称及び対象施設(要綱第3条に規定する対象施設をいう。)の名称を公表するものとする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、本支援金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年6月9日から施行する。